



ごみ半減
をめざす

「しまつのこころ条例」

(「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称)

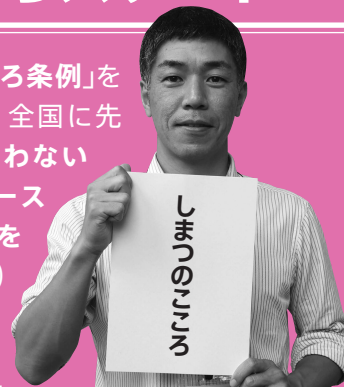
が平成27年10月からスタート!

みんなに話したくなる
みんなと始める
事業ごみ減量ニュースレター

ごみゅにけーしょん Gommunication

vol.22

京都市では、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」を平成27年10月から施行します。この条例は、全国に先駆けて、2R(ごみになるものを作らない・買わない「リデュース」(発生抑制)」、再使用する「リユース(再使用)」と、分別・リサイクルの促進の2つを柱にしています。ピーク時(平成12年度 82万トン)からの「ごみ半減」(39万トン以下)に向け、減量を加速させ、「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいビジネススタイルの定着を共に図っていきましょう!



京都市環境政策局ごみ減量推進課

「しまつのこころ条例」のポイントは何? 2Rの実施義務8項目と、努力義務21項目を設定しました。

実施義務
8項目

ものづくり

製造



電球が切れたら
LEDに交換!!

環境にやさしい製品(充電電池、LEDなど)への転換促進に関するPRへの協力

食

飲食



メニューも
工夫しよう!!

食べ残さない食事促進のためのPR(小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等)

販売と購入

小売



ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR

小売



レジ袋の要否と必要枚数の確認

催事(イベント等)

主催者



しっかり
分別しよう!!

イベントにおける資源ごみの分別回収

観光等

ホテル・旅館



わかりやすい
サインで案内!!

宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は従業員が分別する場合に分別の必要性の周知

大学・共同住宅等

大学



学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発

集合住宅管理者



居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発

ごみの分別が「協力」から「義務」に

産業廃棄物(缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、金属類等)など、従前からクリーンセンターへの搬入を禁止している品目に加え、新聞・雑誌・ダンボール、その他リサイクル可能な全ての紙類(チラシ・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋、OA用紙、シュレッダー紙、機密書類、紙パックなどの雑がみ)も、分別が義務化されます。

紙類の分別方法や出し方について、各事業所で現在ごみの収集等で取引をされている一般廃棄物収集運搬業者の方等と相談のうえ、適切にリサイクルされるよう対応をお願いします。



新聞・雑誌・ダンボール(平成27年10月から)



リサイクル可能な全ての紙類(平成28年4月から)

※リサイクルできない紙類(禁忌品)は、リサイクルへの悪影響が大きいため、リサイクル可能な紙類には入れないでください。

事業ごみ収集のご相談は 京都環境事業協同組合まで

「京都市推奨事業系ごみ袋(透明袋)」も販売しています! ★ごみ袋の売上げの一部は市内児童養護施設等に寄付されています!

相談窓口 Tel. 691-5517
受付時間 月~金 13:00~17:00

お問合せは
お気軽に!



ごみ削減に役立つ豆知識

ごみゅにけーしょん Q&A

少しでも
減らしたいね!!

Q 京都市で排出されている事業ごみ(平成26年度)はどのくらい?

① 47万トン ② 32万トン ③ 23万トン

※答えは裏面にあります。

ごみと経費のダイエット!!

第2回 事業ごみの減量と適正処理の計画を立ててみよう!

ごみの種類や発生量が把握できたら、「減量」と「適正処理」について計画しましょう。目標の設定は最初から無理をせずにできる範囲から始めることが大切です。第2回目は、具体的に計画をしてみましょう。

計画書(※下記①②)に書き込んで、ごみ減量・適正処理をすすめよう! ごみを減らすことができる対策はありませんか?

ごみ減量の
キーワード

- ① ごみになるものを作らない・買わない「リデュース」(発生抑制)
- ② 繰り返し使う「リユース」(再使用)
- ③ それでも出てしまったごみは、資源として使う「リサイクル」(再生利用)

ごみになるものは
買わない!!

実際に
書き込んでみよう!!

① ごみ減量のための計画書

	品目	対策	開始時期
①	(例) ボールペン	替え芯のみ購入に変更	11月

② ごみの適正処理のための計画書

品目	収集運搬	搬入先	処理方法
もやすごみ			
古紙			
缶・びん			
ペットボトル			
プラスチック類			

徹底してごみの減量化を図った上で、それでも残った「ごみ」については、適正に処理を行いましょ。

TOPICS クリーンセンターに、不適正なごみの持込みは許さない!

搬入物検査を知っていますか?

京都市では、ごみの焼却施設であるクリーンセンターへの不適正な搬入を防止するため、事業所から排出されたごみの中に、危険物や缶・びん・ペットボトル・プラスチック類などの産業廃棄物が混入されていないか、検査を行っています。検査の結果、不適物が混入していることが判明した場合は、その場でごみを持ち帰ってもらい、後日、市職員が不適正なごみを排出した事業所を訪問して、分別や保管の状況を調査し、適正な分別をお願いしています。これまで、多くのご協力をいただき、ごみの分別は進んできましたが、なお、不適正なごみも散見されます。そのため、今年度からは、検査の回数を大きく増やして、チェックを強化しています。また、10月からは、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」が施行され、新聞・雑誌・ダンボール(平成28年4月からはリサイクル可能な全ての紙類)も産業廃棄物と同様に分別が義務化され、クリーンセンターに搬入出来なくなります。



COLUMN 京の知恵

京都の伝統文化に育まれた知恵を、次代を担う文化人がコラムで紹介!

大槻 裕樹 (株大槻シール印刷 代表取締役会長)

当社では、シール・ラベルの印刷が中心で、どうしてもごみが多く出ます。そのごみの中身が、紙なら紙、プラならプラというわけではなく、シールになっています。つまり粘着剤が付いていて、紙とプラが初めから混ざっています。2004年からKESに取り組み中で、ごみの再使用について検討を開始。そのままの再使用は無理としても、燃料として再利用できる道があることがわかり、現在は専門業者を通じてRPF(固形燃料)になっています。この取り組みは、少しでも社会に貢献できていると思うことから、同業組合としても同様の取り組みを推進しています。



今後は、ミスやロスによるごみを、いかに減らしていくかが大きな課題です。利益に直結する経営的な課題ですが、それだけで終わるのではなく、印刷技術力のアップが、そのまま職人さんや他の社員さんの自信につながりその人の生き方にまでつながります。この仕事にめぐりあえてよかったと思ってもらえる仕事になれば、一番の社会貢献になると願っています。

大槻 裕樹(おおつきひろき)プロフィール: 1981年、株大槻シール印刷創業。2004年、KES認証。現在、京都シール印刷工業協同組合理事長

ごみゅにけーしょんQ&Aの答え: ③ 23万トン

平成26年度のごみ量は、前年度から0.4万トン減(△1.8%)の23.2万トンとなりました。しかし、できることはまだまだあります。今後ともごみ減量へのご協力をお願いします!

次号は2Rの取組事例について特集するよ!

※この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。

発行: 京都市環境政策局ごみ減量推進課
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
TEL: 075-213-4930 FAX: 075-213-0453

下記ホームページに一般廃棄物収集運搬業許可業者の連絡先・PR内容を掲載しています。ぜひご覧ください。

京都市 一般廃棄物許可業者

検索

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000001025.html>